



文部科学省

## 令和7年度文部科学省補助事業

# 学校保健講習会 健康管理（疾病の管理）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

# 心身の健康の保持増進に関する指導と学校保健

- ・学校保健計画の策定・実施を通じて、保健教育と健康管理を適切に行うことにより、児童生徒や教職員の健康の保持増進を目指す。これらの活動を円滑かつ効果的に推進するために組織活動が位置付いている。
- ・心身の健康の保持増進に関する指導は保健教育に当たり、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことを狙いとしている。



体育・保健体育、関連教科、総合的な学習の時間等

特別活動、日常の学校生活等



## 学校保健計画 (学校保健安全法第5条に基づく)

保健教育

組織活動

保健管理

対人管理

対物管理



健康観察、健康診断、健康相談・保健指導等による心身の管理や生活の管理等

学校環境の安全・衛生的管理、学校環境の美化等



教職員の組織、協力体制の確立、家庭、地域との連携、学校保健委員会等

# 疾病管理の目的

保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により、疾病に罹患している児童生徒等の早期受診や早期の回復、治療への支援を行うとともに、運動や授業などへの参加の制限を最小限に止め、可能な限り教育活動に参加できるよう配慮することにより、安心して学校生活を送ることができるよう支援すること。

# 疾病管理の留意点

- 疾病の理解や学校における適切な生活管理への指導が必要なことから、保護者・主治医・学校医・学級担任・教科担任等との緊密な連携が必要であるとともに、救急体制にも常に万全を期しておく。
- 疾病管理が必要な児童生徒等に対しては、保護者の了解を得て主治医との連携を図ることが大切である。必要に応じて、疾病の内容、病状、使用している薬剤等について、主治医からの情報とアドバイスを受けるなどして、適切な管理が行えるようにする。
- 児童生徒等本人が自己の疾病や生活管理の必要性を理解できるよう指導するとともに、全教職員の共通理解を図ることが必要である。
- 同級生などが疾病等について正しく理解し、偏見や差別をしないよう指導しておくことも必要である。その際、本人と保護者の理解を得て、プライバシーを侵害しないように配慮しながら行うことが大切である。

# 疾病管理の評価の視点

(自己評価・他者評価)

- 疾病を有している児童生徒等に適切な対応（受診・治療・運動等生活管理・保健指導等）が行えたか。
- 保護者、主治医、学校医等の関係者との連携ができたか。
- 教職員と養護教諭との連携は適切に行われたか。
- 感染症等の流行情報の収集・分析が適切になされたか。
- 関係事項の記録と保管は適切であるか。 等

# 学校における児童生徒等の健康診断

## 目的

学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するとともに、児童生徒等の健康の保持増進を図る。

## 役割

- 学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する。
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。

## 関係法令

### 学校保健安全法

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

### 学校保健安全法施行規則

#### 時期

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。（後略）

#### 検査項目

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一 身長及び体重

二 栄養状態

三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

四 視力及び聴力

五 眼の疾病及び異常の有無

六 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無

七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

八 結核の有無

九 心臓の疾病及び異常の有無

十 尿

十一 その他の疾病及び異常の有無



#### 健康診断票

第八条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

4 児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。（後略）

#### その他

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に、学生にあっては当該学生に通知する（後略）。

第二十二条 学校医の職務執行の準則は、（略） 五 法第十三条の健康診断に従事すること。

第二十三条 学校歯科医の職務執行の準則は、（略） 四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

## 保健調査

- 健康診断を的確かつ円滑に実施するため、**あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行う。**

### 【保健調査票の項目例】

既往歴、予防接種歴や副反応の有無、結核に関する情報、最近の健康状態や症状、現在治療中の病気やけがの情報、その他学校に伝えておきたい情報など

## 事後措置

- 幼児、児童、生徒及びその保護者、学生に結果を通知する。
- 健康診断の結果に基づき、以下の措置をとらなければならない。
  - 一 **疾病の予防処置**を行うこと。
  - 二 必要な**医療**を受けるよう指示すること。
  - 三 必要な**検査**、予防接種等を受けるよう指示すること。
  - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
  - 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
  - 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
  - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
  - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
  - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

# 脊柱の検査

現在、学校保健安全法第13条に基づく児童生徒の健康診断においては、家庭による保健調査票等の情報を参考に、学校医が視触診等により検査を行つておる、学業を行うのに支障があるような疾病・異常等が疑われる場合は、医療機関への受診を勧めるなどの事後措置を行うこととなつてゐる。

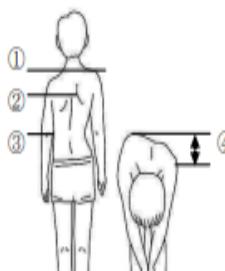
## ＜保健調査票の例＞

(別紙1)

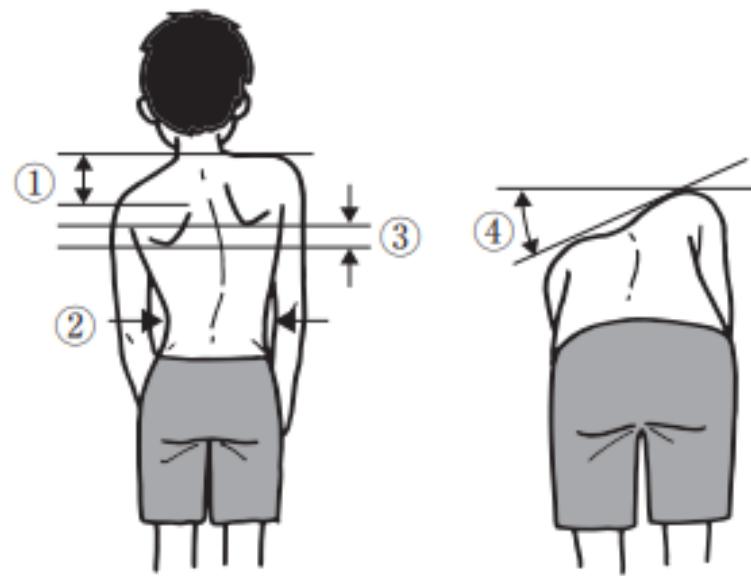
## 運動器検診保健調査票

年 組 番 名前 男・女

\*保護者の方へ：太枠の中のみ記入してください。当てはまる番号に○を付けてください。

現在取り組んでいるスポーツ（バレエ、ダンス等を含む）：なしあり（）		
1) 脊柱側弯症…早めの発見を	保護者記入欄	学校医記入欄
	<p>4つのチェックポイント</p> <p>① 両肩の高さに差がある ② 両肩甲骨の高さ・位置に差がある ③ 左右の脇線の曲がり方に差がある ④ 前屈した左右の背面の高さに差がある</p>	<p>① 疑い ② 経過観察</p>

＜検査例＞



①肩の高さ ②ウエストライン(脇線)  
 ③肩甲骨の位置 ④肋骨隆起

# 学校保健統計調査における調査項目の分割

令和4年度調査まで

A	B	C	D	E	F
1	4年齢別	都市階級別	設置者別	疾病・異常被患率等	(15-1)
2					
3	1 計 (1) 計		(%)		
4	区分	区分	区分	せき柱・胸郭・四肢の状態	
5	区分	区分	区分	せき柱・胸郭・四肢の状態	
6	区分	区分	区分	せき柱・胸郭・四肢の状態	
7	計	幼稚園	5歳	0.17	
8	計	小学校	計	0.79	
9	計	小学校	6歳	0.49	
10	計	小学校	7歳	0.56	
11	計	小学校	8歳	0.67	
12	計	小学校	9歳	0.76	
13	計	小学校	10歳	1.10	
14	計	小学校	11歳	1.15	
15	計	中学校	計	1.72	
16	計	中学校	12歳	1.85	
17	計	中学校	13歳	1.75	
18	計	中学校	14歳	1.77	
19	計	高等学校	計	1.22	
20	計	高等学校	15歳	1.38	
21	計	高等学校	16歳	1.19	
22	計	高等学校	17歳	1.09	
23	うち公立	幼稚園	5歳	0.28	
24	うち公立	小学校	計	0.80	
25	うち公立	小学校	6歳	0.49	
26	うち公立	小学校	7歳	0.57	
27	うち公立	小学校	8歳	0.67	
28	うち公立	小学校	9歳	0.76	
29	うち公立	小学校	10歳	1.11	
30	うち公立	小学校	11歳	1.14	
31	うち公立	中学校	計	1.72	
32	うち公立	中学校	12歳	1.88	
33	うち公立	中学校	13歳	1.74	
34	うち公立	中学校	14歳	1.74	
35	うち公立	高等学校	計	0.97	
36	うち公立	高等学校	15歳	1.12	
37	うち公立	高等学校	16歳	0.94	
38	うち公立	高等学校	17歳	0.85	
39	うち私立	幼稚園	5歳	0.16	
40	うち私立	高等学校	計	1.71	
41	うち私立	高等学校	15歳	1.93	
42	うち私立	高等学校	16歳	1.68	
43	うち私立	高等学校	17歳	1.53	
44					

令和5年度調査から

に基づく  
調査で  
を保護す  
めします。

令和5年度 学校保健統計調査  
健 康 状 態 調 査 票

脊柱・胸郭・四肢の状態				疾病・異常者数		受検者数 (a+b+c) (人)	機能非 用者数 (人)	
受検者数 (人)	脊柱の疾病・異常 (人)	胸郭の疾病・異常 (人)	四肢の疾病・異常 (人)	1.0以上 (人)	1.0未 (人)			
1	1	1	1	1	1			
2	1	1	1	1	1			
3	1	1	1	1	1			
4	1	1	1	1	1			

#### ② 脊柱の疾病・異常

脊柱側わん症、腰椎分離等の疾病・異常と判定された者で、学校医により、脊柱が、学業を行うのに支障のある状態と判定された者である。経過観察の者は計上しない。

#### ③ 胸郭の疾病・異常

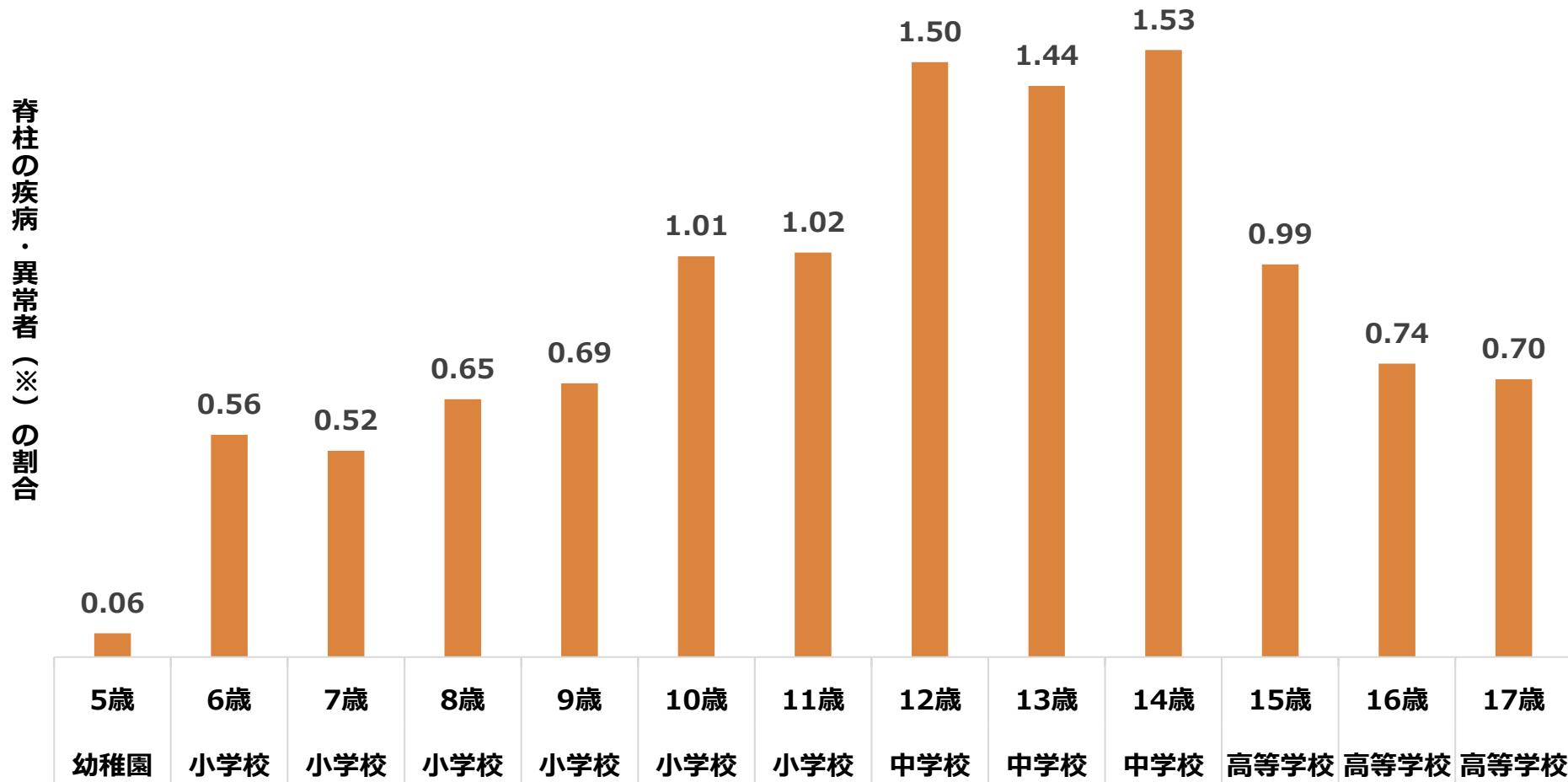
漏斗胸、鳩胸等の疾病・異常と判定された者で、学校医により、胸郭が、学業を行うのに支障のある状態と判定された者である。経過観察の者は計上しない。

#### ④ 四肢の疾病・異常

野球肘、歩行異常、ペルテス病、大腿骨頭すべり症、発育性股関節形成不全、オスグッド病等の疾病・異常と判定された者で、学校医により、四肢が、学業を行うのに支障のある状態と判定された者である。経過観察の者は計上しない。

※「健康診断票」の「脊柱・胸郭・四肢」の欄に記入されている内容を基に記入する「健康状態調査票」の調査項目「脊柱・胸郭・四肢の状態」を、3つの項目に分割した。

# 令和6年度学校保健統計調査の結果（脊柱の疾病・異常）

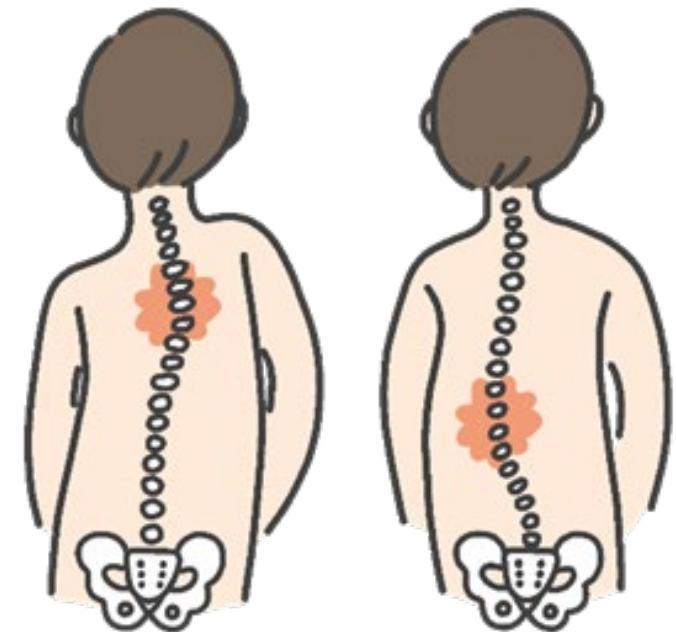


学校種別では、幼稚園0.06%、小学校0.75%、中学校1.49%、高等学校0.81%

※「脊柱の疾病・異常者」とは、脊柱側弯症、腰椎分離症等の疾病・異常と判定された者で、学校医により、脊柱が、学業を行うのに支障のある状態と判定された者である。なお、経過観察の者は計上しないとされている。

# 脊柱側弯症とは

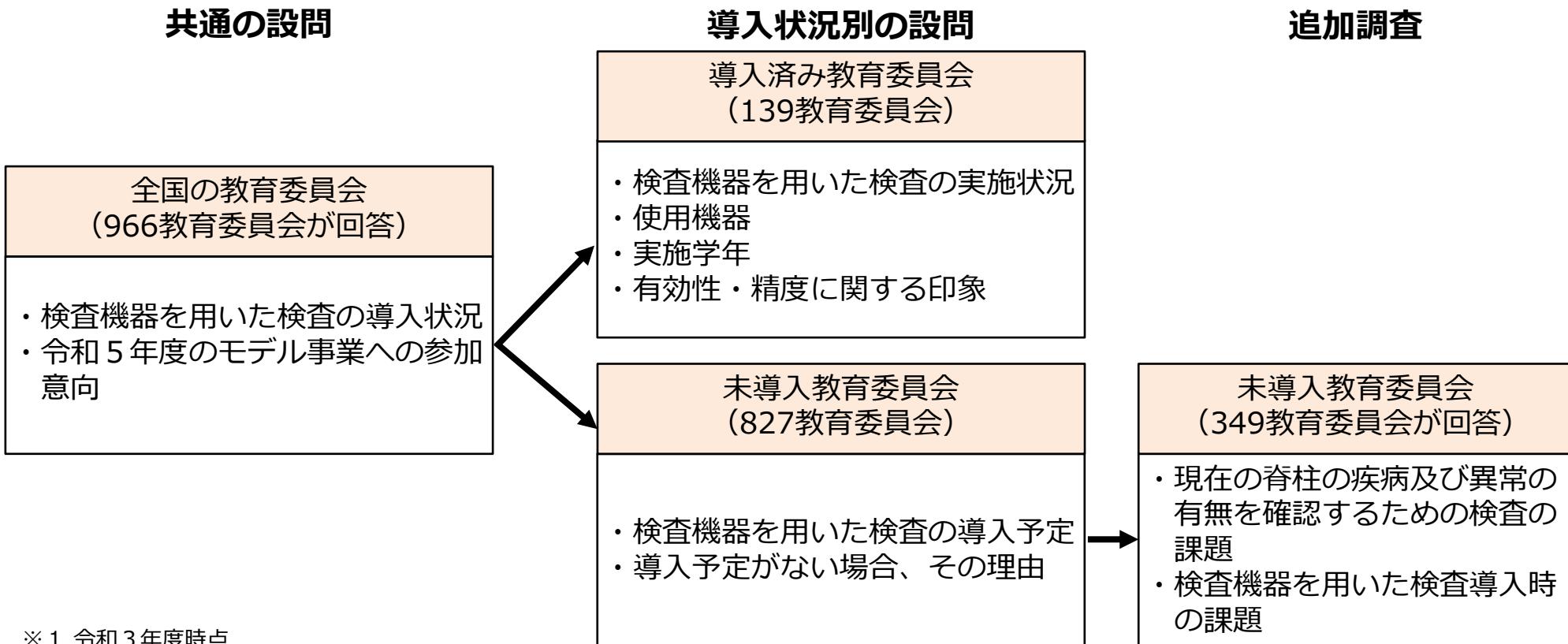
- 脊柱側弯症とは、脊柱（背骨）が横（側方）に曲がった（ねじれた）状態を指し、主に、思春期の女子に多く発症するとされている。
- 症状が進行すると、側弯変形による心理的ストレスの原因や腰痛、背部痛、呼吸機能障害、まれに神経障害を伴うことがある。



# 全国の教育委員会を対象としたアンケート調査の実施

## -アンケート調査の概要-

- 全国の教育委員会を対象としてウェブフォームを用いたアンケート調査を実施  
(全国1806教育委員会※1のうち、**966教育委員会**が回答)
- 実施時期：令和4年12月12日（月）から令和5年1月20日（金）
- 共通の設問と、検査機器を用いた検査を導入済み/未導入の教育委員会別の設問を設定
- 未導入教育委員会については、追加調査を行い、より詳しい状況について調査



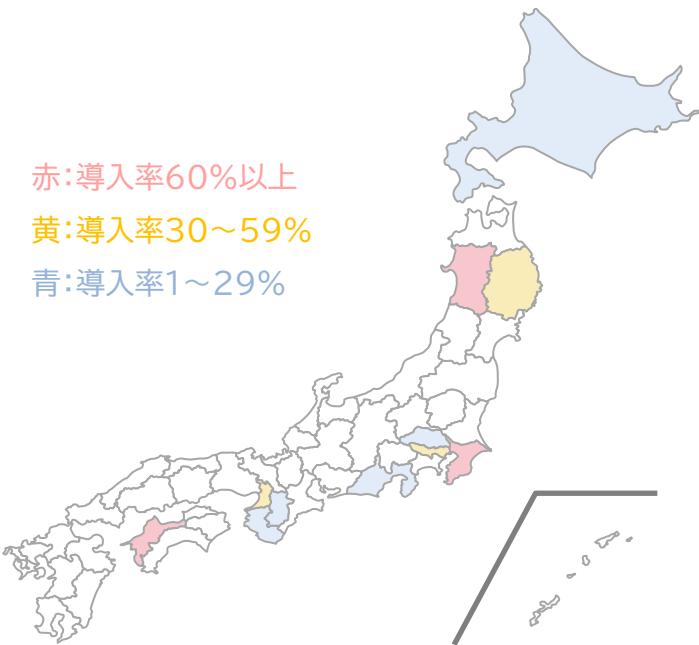
※ 1 令和3年度時点

# 検査機器を用いた脊柱の検査の状況

全国の教育委員会を対象としたWebフォームを用いたアンケート調査の実施  
(全国1806教育委員会のうち、966教育委員会が回答)

## アンケート調査 一検査機器を用いた検査を導入している教育委員会の割合と分布-

- 検査機器を用いた検査を導入しているのは、**139教育委員会**※
- 愛媛県、秋田県、千葉県では、**60%以上**の教育委員会が導入



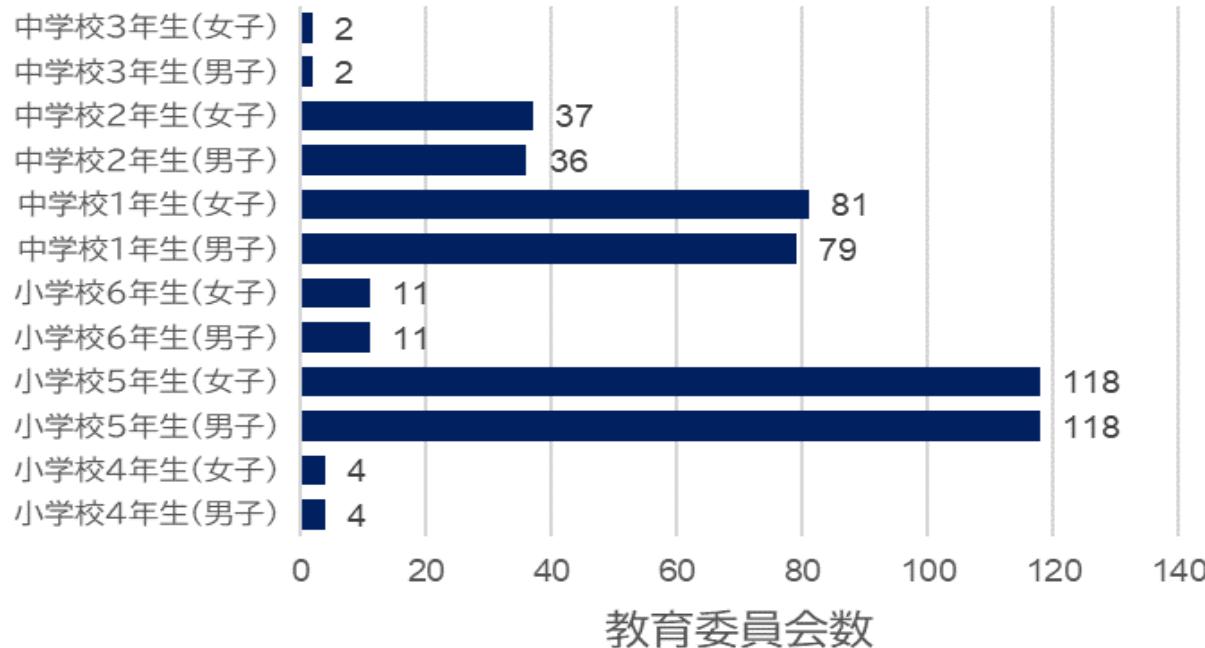
都道府県名	教育委員会数	導入済みと回答のあった教育委員会数	割合(%)
愛媛	21	15	71.4
秋田	26	19	73.1
千葉	55	34	61.8
岩手	34	15	44.1
大阪	44	18	40.9
東京	63	19	30.2
埼玉	64	10	15.6
静岡	36	4	11.1
奈良	40	2	5.0
和歌山	31	1	3.2
北海道	180	2	1.1

※教育委員会を対象とした任意のアンケートに基づく結果であり、検査機器を用いた検査を現在または過去に導入している地域が完全に抽出できていない可能性があります。

# 検査機器を用いた脊柱の検査の状況

## アンケート調査 －検査機器を用いた脊柱の検査の実施学年－

- アンケート調査では、検査機器を用いた検査の現状の対象学年は、**小学校4年生～中学校3年生**  
**(特に小学校5年生、中学校1年生が多い)**
- 10～16歳の間に検査機器を用いた検査を2回受けられるようにしている教育委員会が多い（多いのは、小学校5年生時と中学校1年生時の2回）
- 女子の有病率が高いことが知られており、女子のみを検査機器を用いた検査の対象としている教育委員会もある



導入済み教育委員会が検査機器を用いた検査を導入している学年 (N=139教育委員会)

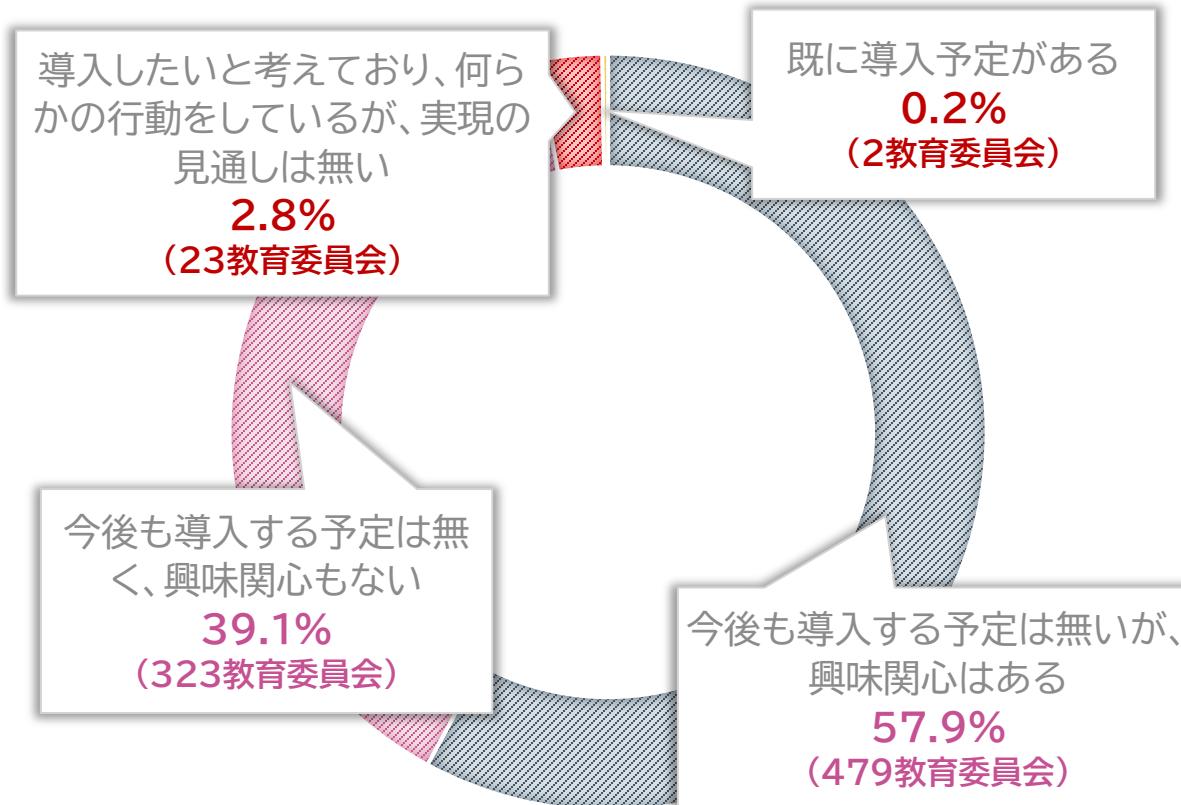
※複数回答あり

# 検査機器を用いた脊柱の検査の状況

## アンケート調査 -未導入教育委員会における検査機器を用いた検査の今後の導入予定-

※ 未導入教育委員会とは、アンケート調査に回答した966教育委員会のうち、「検査機器を用いた検査を導入していない」と回答した827教育委員会を指す。

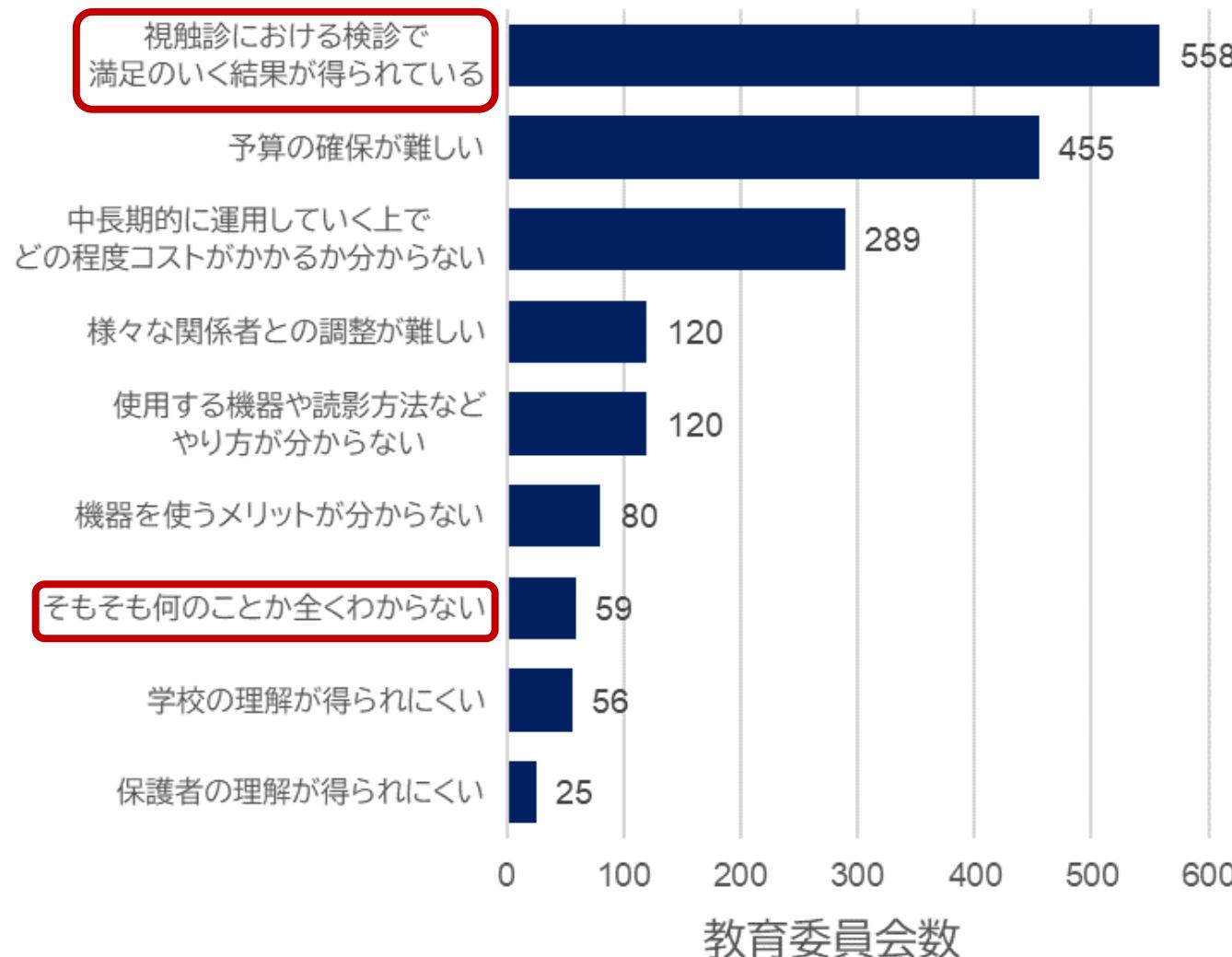
- 未導入の教育委員会において、検査機器を用いた検査への導入に向けた具体的な検討をしている教育委員会は、**25教育委員会**であった。



未導入教育委員会の検査機器を用いた検査の導入予定(N=827教育委員会)

# 検査機器を用いた脊柱の検査の状況

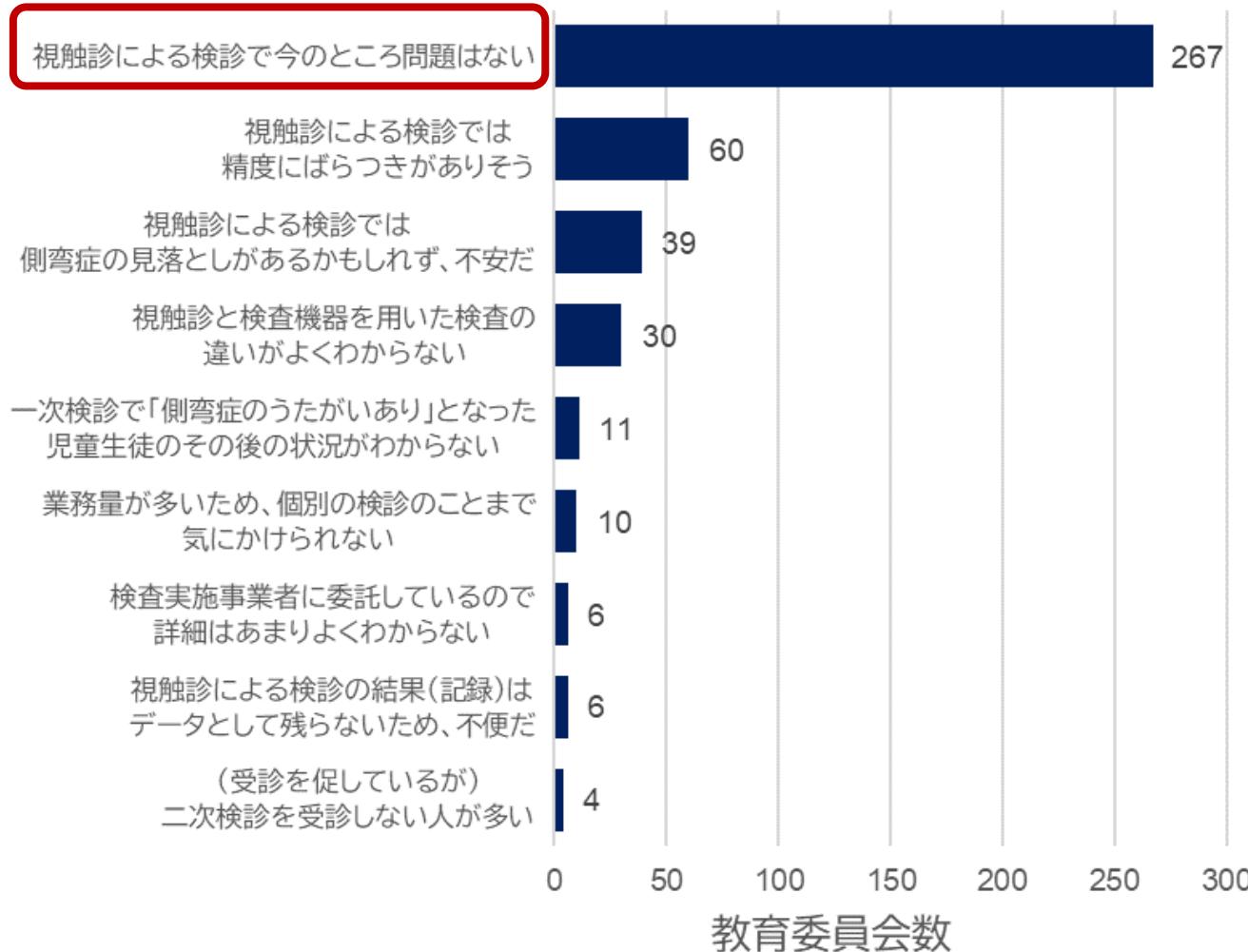
## アンケート調査 -未導入教育委員会における今後の導入予定がない場合、その理由-



未導入教育委員会の導入予定が無い理由(N=827教育委員会) ※複数回答あり

# 検査機器を用いた脊柱の検査の状況

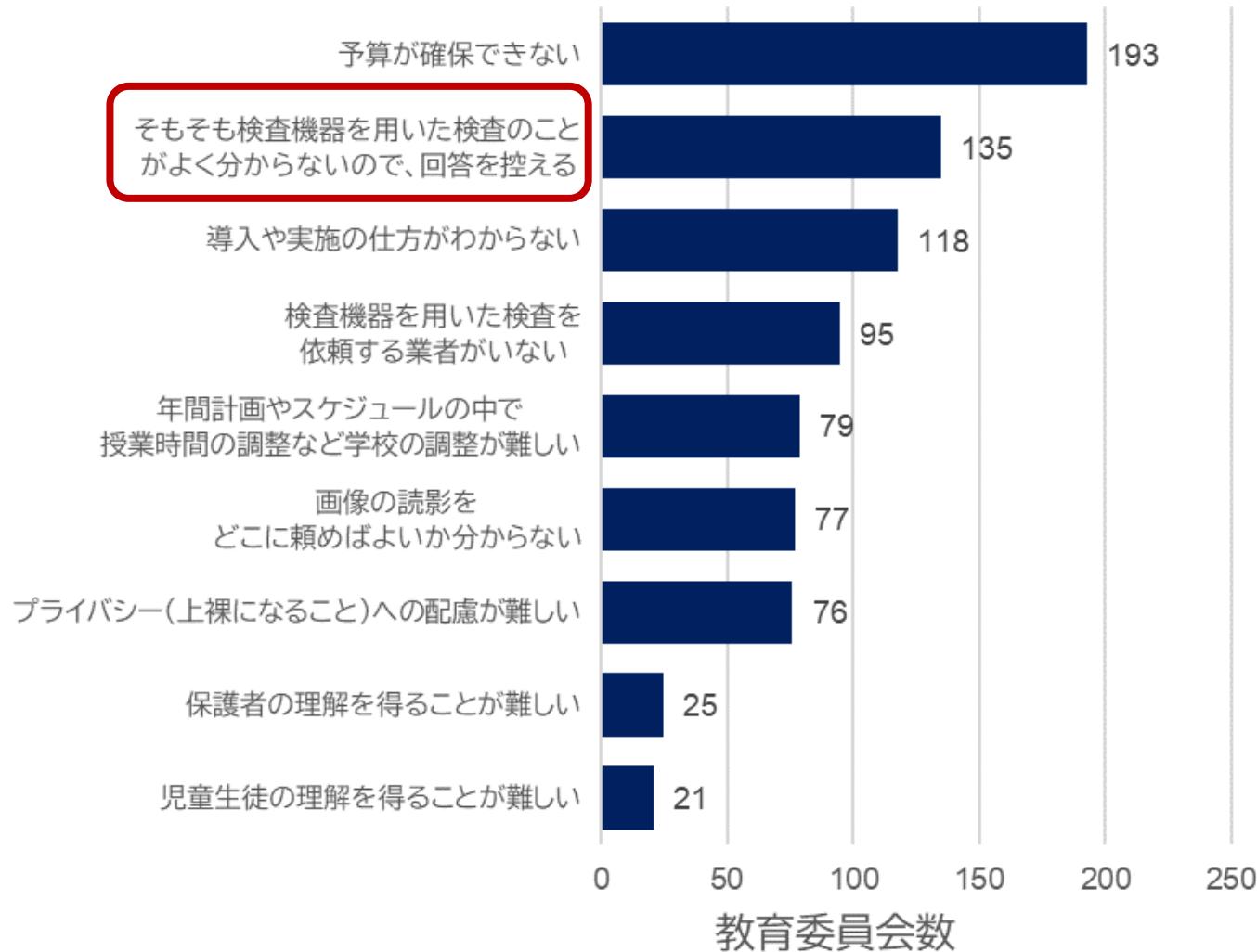
## アンケート調査 -未導入教育委員会における現在の脊柱の疾病及び異常の有無を確認するための検査の課題-



未導入教育委員会が感じている視触診による脊柱の疾病及び異常の有無を確認するための検査の課題  
(N=349教育委員会) ※複数回答あり

# 検査機器を用いた脊柱の検査の現状

## アンケート調査 -未導入教育委員会における検査機器を用いた検査導入時の課題-



未導入教育委員会が感じている検査機器を用いた検査導入時の課題 (N=349教育委員会) ※複数回答あり

# 検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き

検査機器を用いた脊柱の検査の準備の実際等について、令和4年度及び令和5年度において、「脊柱側弯症検診に関する調査研究事業」を実施し、各地域で検査機器の導入を既に決めた際、教育委員会の担当者や学校の教員などの参考となるよう、「検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き」を作成した。

## 検査機器を用いた脊柱の検査の 準備の手引き

令和6年(2024年)3月

文部科学省委託事業

## 「令和 5 年度脊柱側弯症検診に関する調査研究事業」

事業成果物

## ＜主な掲載内容＞

## 1. 脊柱側弯症及び検査機器を用いた脊柱の検査について

- ・脊柱側弯症とは
  - ・検査機器を用いた脊柱の検査とは
  - ・検査機器について
  - ・検査機器を用いた検査の対象となりうる児童生徒

## 2. 検査実施に至るまでの流れ

- ・検査機器を用いた検査の全体の流れ

### 3. 検査の実施会場と必要物品

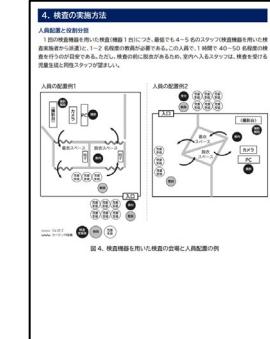
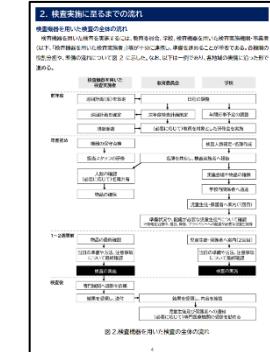
- ・検査機器を用いた検査の実施会場
  - ・検査機器を用いた検査の実施会場に必要な要件
  - ・必要な物品の準備

#### 4. 検査の実施方法

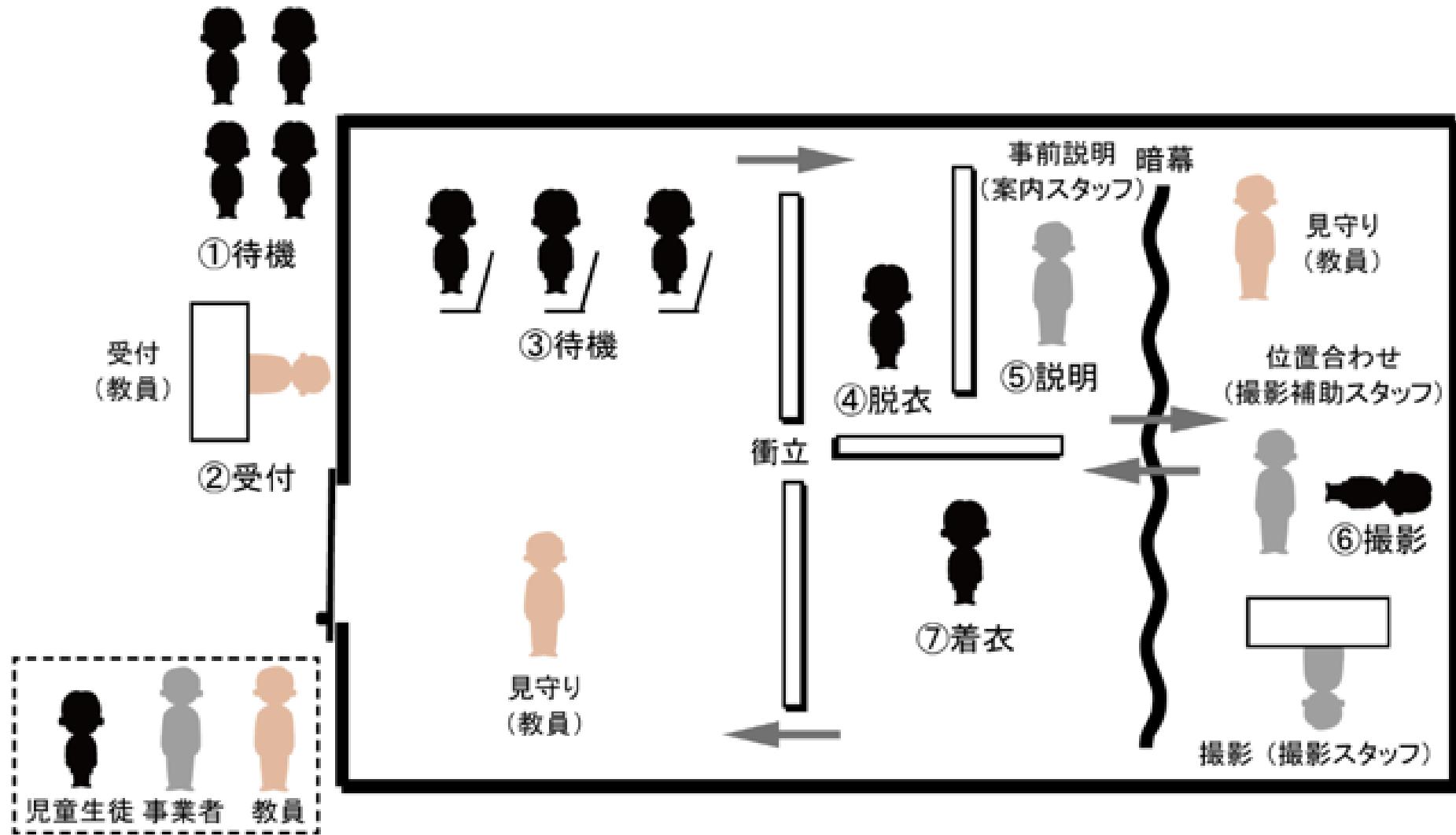
- ・人員配置と役割分担
  - ・検査機器を用いた検査に要する時間
  - ・服装及び更衣時の注意事項
  - ・個別対応が必要な児童生徒の情報共有

## 5. 検査実施後の流れ

- #### ・専門医療機関受診への誘導

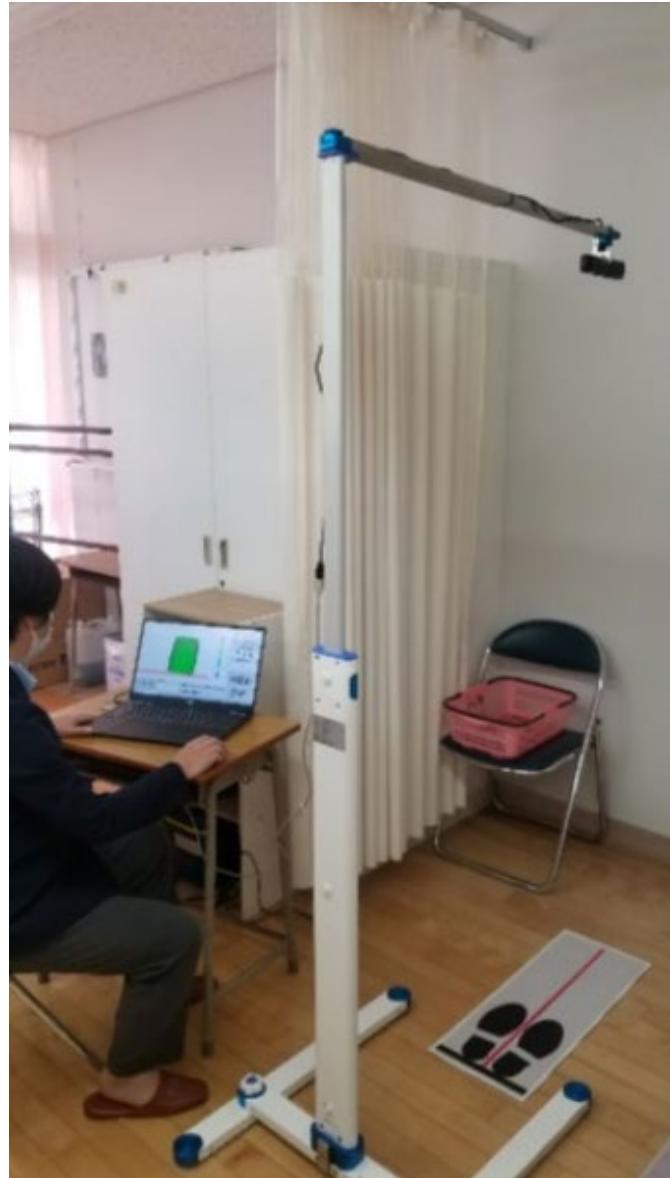


## 【検査機器を用いた検査の会場と人員配置の例】



実証事業

## 【検査機器を用いた検査の様子（イメージ）】



## ポイント

- 改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項としてとりまとめた。
- 日本医師会と協力して、学校医に健康診断について説明するためのリーフレットを作成した。

## 1. 健康診断の時期及び学校医等の確保について

- 健康診断の実施時期は、毎学年、6月30日までに行うものとされている。
- 学校医等の確保ができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替えとなる医師等を確保することも許容されることとしている。
- 学校の設置者は、必要に応じて各地域の医師会等と連携するなど、学校医の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合は医療機関等への委託によって、健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう適切に対応する。

## 2. 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

- 健康診断の検査項目は施行規則第6条第1項に規定されているが、地域や学校の実情に応じて、検査項目以外の項目を加えて実施することも可能である。
- この場合、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

## 3. 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

- 健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け文科省）を発出した。
- 各学校においては、健康診断の実施主体として、通知を改めて参照し、プライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、環境整備に努める。



## 4. 健康診断を受けることができなかつた児童生徒等への健康診断の対応について

- 健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかつた児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- 各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかつた場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応する。

## 5. 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

- 思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要である。
- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡）」（令和3年12月13日付け文科省）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。

## 6. 健康診断と学校保健計画について

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する項目も必ず盛り込むことされている。
- 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日付け）に示しているとおり、学校や学校医等のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組む。

## 学校健康診断実施上の留意点

### 学校医 / 教育委員会・学校共通

#### 学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

#### 学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1~10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 1 身長及び体重                   | 2 栄養状態            |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力          |
| 5 眼の疾病及び異常の有無              | 6 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無          | 8 結核の有無           |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無             | 10 尿              |
| 11 その他の疾病及び異常の有無           |                   |

#### 《項目の追加》

上記1~10以外に「11. その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



### 学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること

### 教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
  - ・健康診断の判断基準や留意事項
  - ・事後措置の進め方
  - ・未受診者への対応
  - 等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること  
その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」

（令和6年1月22日 5初健食第13号）



- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

令和6年9月 日本医師会・文部科学省

# 脊柱の検査等に関する理解増進事業

令和6年度補正予算額

0.5億円

## 現状・課題

- 学校の健康診断における、より正確な脊柱側弯症検診の導入は、喫緊の課題である。  
※成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）等
- 脊柱の検査については、現在、一部の教育委員会では、より正確で早期発見に資する専用の検査機器を用いた検査が導入されているが、多くは視触診による検査が行われている。
- 検査機器未導入教育委員会の多くは、「視触診における検診で満足いく結果が得られている」と回答しているほか、「そもそも何のことか全くわからない」といった回答も見られる。
- このため、教育行政関係者や教職員等に対して、検査機器を用いた脊柱の検査の意義や脊柱側弯症等の喫緊の疾病の課題について、広く理解を進めが必要である。

### 検査機器を用いた脊柱側弯症検診の児童生徒等へのメリット

- 客観的根拠に基づく、より正確で、均質な検査の提供
- デジタルデータによる経年比較
- 早期発見・治療による負担軽減 などの効果が見込まれている。



今後の導入予定がない理由 (N = 827 教育委員会) ※複数回答あり



出典：令和4年度脊柱側弯症検診に関する調査研究事業報告書

## 事業内容

脊柱の検査の意義や脊柱側弯症等の疾病への理解等が教育現場において着実に進むよう、教育行政関係者や教職員等を対象に、検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会の開催・周知資料の作成等を行う。

## 事業スキーム

文部科学省

委託

民間事業者等

- 検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会の開催  
※全国7-8か所程度を想定  
※検査機器を用いた脊柱の検査の体験 等
- 検査機器を用いた脊柱の検査の準備にかかる解説映像の作成
- 疾病の理解にかかる周知資料の作成 等



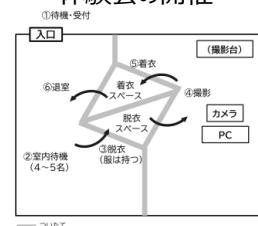
委託先  
委託費

民間事業者等 (1社)  
50百万円

委託対象経費

諸謝金、旅費、借損料、  
印刷製本費、消耗品費 等

### 体験会の開催



### 解説映像の作成



## アウトプット（活動目標）

- 検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会の開催
- 喫緊の疾病的理解にかかる周知資料の作成

## 短期アウトカム（成果目標）

- 検査機器を用いた脊柱の検査を実施する自治体 (R4年度139) の増加
- 児童生徒の喫緊の疾病的課題への理解

## 長期アウトカム（成果目標）

- 検査機器を用いた脊柱の検査等の実施により、早期発見・早期受診が促進されることを通じた、児童生徒の学校生活における安全・安心の確保

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

# 令和7年度 検査機器を用いた脊柱の検査等に関する体験会

(令和7年6月時点)

開催日時	開催地	会 場
7月29日（火） 12:30～16:30	川崎市	川崎市コンベンションホール ホールC
8月4日（月） 12:30～16:30	岡山県	ピュアリティまきび 千鳥
8月7日（木） 12:30～16:30	北海道・札幌市	TKP札幌駅カンファレンスセンター ホール3B
9月4日（木） 12:30～16:30	香川県	あなぶきアリーナ香川 会議室2
9月11日（木） 12:30～16:30	宮城県	東京エレクトロンホール宮城 601大会議室
10月6日（月） 12:30～16:30	和歌山県	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 展示ホール
12月26日（金） 12:30～16:30	群馬県	ビエント高崎
調整中	埼玉県	調整中





文部科学省

御清聴ありがとうございました。